

運輸安全マネジメント報告書

2025 年度

遠鉄タクシー株式会社

〒433-8122 静岡県浜松市中央区上島 1-11-15

目次

1. 遠鉄タクシーの安全に関する取り組みについて
2. 輸送の安全に関する基本的な方針
3. 輸送の安全に関する目標及び達成状況
4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
5. 法第22条の2 第1項に規定する安全管理規定
6. 輸送の安全のために講じた措置
輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
7. 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制
8. 輸送の安全にかかわる内部監査の結果
9. 法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者
10. 運転者、法に規定する運行管理者及び整備管理者
11. 事業用自動車に係る情報
12. 活動記録
13. 2026 年度運輸安全マネジメント計画

1. 遠鉄タクシーの安全に関する取り組みについて

遠鉄タクシー株式会社

代表取締役 鈴木 隆



私たち遠鉄タクシーは、遠鉄グループの経営理念である「地域と共に歩む総合生活産業として地域に貢献する」のもと、1951年の創業以来、浜松をはじめとする地域の皆さまの暮らしを足元から支えてまいりました。

タクシーは単なる移動手段ではなく、地域に暮らすすべての人の生活を支える重要なインフラの一つです。私たちは、「命を預かる」という誇りと責任を胸に「安全こそ最も重要なサービスである」ことを強く認識し、従業員一丸となって法令や規則を遵守し、安全運行に取り組んでおります。

また、2023 年秋には、新人乗務員専属の営業所を設立し、これを起点に全乗務員に運転技術向上と安全意識の定着を推進してまいりました。さらに2024年には運転支援システム「ドライブチャート」を導入し、乗務員一人ひとりの運転特性を可視化することで自発的な安全意識の向上を推進してまいりました。

2025年度は、これらの取り組みに加え、事故の真因となり得る「不安全行動」に着目した安全教育を強化しました。タクシー業務にはさまざまなリスクが潜んでいることを全乗務員が正しく認識した上で、その背景にある不安全行動の発生を防ぎ、事故の未然防止と安全意識の向上に努めてまいりました。

今後も、安全をすべての事業活動に優先するという強い信念のもと、地域の暮らしに寄り添う「なくてはならない地域の足」として、安全・安心・信頼の交通サービスを提供し続けてまいります。

2026 年 6 月 1 日

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 経営トップは輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
2. 現場の声に耳を傾けるとともに、社員に対し輸送の安全確保が最重要であることを認識徹底させる。
3. 関係法令及び安全管理規程等社内規則を遵守する。
4. 輸送の安全に関するPDCAを確実に実行し、安全管理体制の継続的な実現と見直しを行う。
5. 全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず安全性の向上に努める。
6. 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

3. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

◆2025 年度の達成状況

- | | |
|---------|----------------------|
| ①重大事故件数 | … 実績 3 件 / 目標 0 件 |
| ②有責事故件数 | … 実績 104 件 / 目標 50 件 |

◆2026 年度の目標

- | | |
|---------|-----------|
| ①重大事故件数 | … 目標 0 件 |
| ②有責事故件数 | … 目標 70 件 |

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

事故類型	件数	注記
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの	0 件	
十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0 件	
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0 件	
十人以上の負傷者を生じたもの	0 件	
自動車に積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0 件	
自動車に積載されたコンテナが落下したもの	0 件	
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	3 件	※1
酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0 件	
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を操縦することができなくなったもの	2 件	※2
救護義務違反（道路交通法第百十七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があったもの	0 件	
自動車の装置（道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう）の故障により、自動車が運行できなくなったもの	9 件	※3
車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）	0 件	
橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0 件	
高速自動車国道又は自動車専用道路において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0 件	
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件	
総件数	14 件	

※1いずれも軽微な車内事故であり、重傷者の発生はありません。再発防止教育を実施しています。

※2いずれも健康異常を早期に把握し運行を見合わせたため、健康起因事故の発生はありません。

※3いずれも安全を確保したうえで運行を見合わせたもので、定期点検に問題は認められませんでした。

5. 法第22条の2 第1項に規定する安全管理規定

安全管理規程

施行 平成 18 年 10 月 1 日

改正	2019 年	9 月	1 日
改正	2019 年	10 月	1 日
改正	2020 年	4 月	1 日
改正	2020 年	6 月	1 日
改正	2020 年	8 月	1 日
改正	2020 年	10 月	1 日
改正	2022 年	6 月	1 日
改正	2023 年	8 月	1 日
改正	2023 年	11 月	1 日
改正	2024 年	2 月	1 日
改正	2024 年	4 月	1 日
改正	2025 年	2 月	1 日
改正	2026 年	6 月	1 日

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般乗用旅客運送事業及び一般乗合自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録は3年間保存する。

6. 輸送の安全のために講じた措置

輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

実施策

■デジタコ(デジタルタコグラフ)活用による安全運転意識の醸成

目的:「急」のつく運転を減らすことで重大事故を防ぐ

目標: 月間平均スコア 95 点未満者ゼロ

結果: 達成者 575 名 達成率 97% (2025年3月)

実績: 急ブレーキによる車内事故2件

■ドライブチャート活用(搭載車両 55 台)

目的: AI が客観的にリスク運転を抽出、スコア化することでリスク運転を削減

一時不停止による「出会い頭事故」防止

目標: 一時停止スコア 100 を全員達成 乗務員自身でのスコア確認 100 を全員達成

運用: 全乗務員が4半期ごとに1節乗務。運行管理者が次の乗務までに乗務員をフォロー

結果: スコア 100 達成者 66名中27名 達成率 41% (2025年3月)

実績: 一時不停止による出会い頭事故 0 件

■健康管理

目的: 健康起因による事故防止

目標: 健康管理の100%実施

運用: 定期健康診断、健診結果で要再検査及び治療継続者、いずれも全員実施(乗務職)

結果: 定期健康診断 100%実施 再検査未受診者(特定健診除く)5名、継続治療未受診者7名

実績: 健康起因による事故 0 件

■入社2年未満者への事故防止教育

目的: 「タクシー乗務員だから起こりやすい事故」について教育することで、知識不足による事故を未然防止

内容: 普段の運転と旅客を乗せた時の心理状態の違いを実際の事故映像を見てワープショップ方式で検討

実績: 入社2年未満者の有責事故 42 件 比率 40%(有責事故総数 104 件)

■複数回の事故発生傾向がある乗務員への事故防止教育

目的: 管理者の継続的なコミュニケーション(1on1 面談)による再発防止

運用: 1年以内に2度の事故を発生させた乗務員に対し、毎月1回、最低3回の面談を実施

所長が AI を使い15分程度で完結する面談シート作成(本人が目標を設定)

結果: 2026年1月より運用開始

■運転者に対して行う一般的な指導

○全体研修 … 全従業員を対象に、コンプライアンス・事故防止・健康管理について研修(1回実施)

○班ミーティング … 2ヶ月に1度、班ごとに事故防止などについてのミーティングを実施(6回実施)

■特定の運転者に対する特別な指導

○人身事故を起こし、3年以内に事故歴がある乗務員に対し、再発防止策など最低6時間の教育を実施し

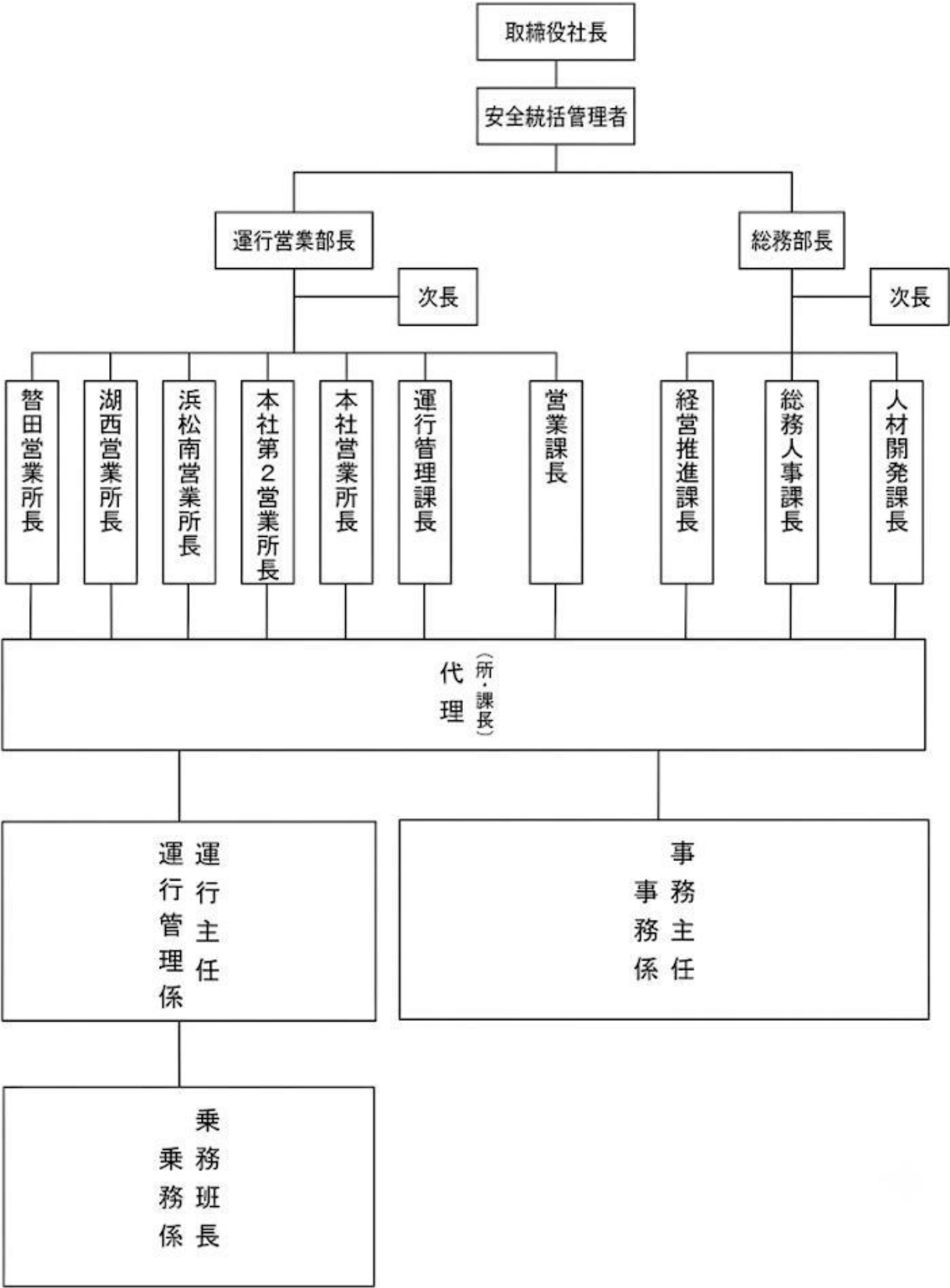
併せて適性診断(特定)を受診させている。

■経営トップによる営業所巡回

○社長巡回 … 整理、清掃状況など営業所の職場環境を確認 (12 回実施)

7. 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制

2026 年 3 月 31 日現在



8. 輸送の安全にかかわる内部監査の結果

2026 年 4 月 15 日

遠鉄タクシー株式会社
取締役社長 鈴木 隆 様

監 査 責 任 者
遠州鉄道株式会社監査室長 諸井宏司

内 部 監 査 報 告 書

標記の件、下記のとおりご報告申し上げます。

1. 被監査部署（監査先）

遠鉄タクシー株式会社 本社

2. 被監査部署インタビュー対象者

取締役社長 鈴木 隆

安全統括管理者 内山貴元

運行管理課長 山下英明

運行管理課 松本友博

3. 実施日程

2026 年 4 月 9 日（木） 13：30～15：30

4. 監査担当者

監査室 諸井宏司、山崎浩実、倉田正俊

5. 監査の内容及び範囲

安全管理規程

安全管理体制の適合性と有効性の検証

6. 監査結果について

（1） 被監査部門の現状

監査の結果、会社の目的に従い、適切な管理等がなされています。

（2） 改善されるべき問題点（指摘事項）と所見

緊急を要するような重要な問題点は見受けられません。

7. 監査結果の詳細

(1) 経営トップのコミットメント

「輸送の安全」を最重要課題と位置づけ、全社員に対して直接伝える機会を重視しています。

2025 年度には、複数回に分けて研修会を実施し、約 750 人の全従業員にメッセージを伝えています。

さらに、月 1 回の全営業所巡回と毎日の点呼場訪問を通じて現場とのコミュニケーションを図り、特に重大事故後は再発防止策の浸透を確認しています。

タクシー事業の特性を踏まえ、運転手任せにせず会社主導で安全確保に取り組み、安全な道路選定や事故発生時の責任体制を明確化しています。

また「整理整頓」の徹底を通じて、小さな乱れも放置せず、全体の安全文化向上、社内環境の改善にも力を入れています。

(2) 安全重点施策の策定と実行安全統括管理者は、事故情報を専用スペースで集約・管理し、毎月の事故防止委員会で進捗状況を確認しています。事故防止委員会には社長、安全統括管理者、総務部長、管理課長、営業所長、組合代表が参加し、各営業所の事故状況報告と再発防止策の検討等を行っています。2025 年度は事故総件数が前年 337 件から 285 件と減りましたが、有責事故は 84 件から 104 件へ、人身事故は 16 件から 34 件へと増加しました。特に入社 2 年未満の新人と複数回事故を起こす従業員が課題となっています。

2026 年度の目標として、有責事故を 104 件から 70 件以内（約 3 割減）に設定しています。この目標達成に向け、ドライブレコーダーの導入拡大やバックカメラの全車両設置に向けた安全投資を実施し、運転の自己管理を促進しています。

(3) 情報伝達およびコミュニケーションの確保

各営業所では、点呼時に大型モニターを使用して安全情報を視覚的に伝える取り組みが行われています。全営業所で同じ内容の情報が共有されるよう統一された資料が使用され、必要に応じて各営業所の状況に合わせた情報が追加されています。

事故防止委員会の議事録は社内回覧され、各営業所に備え付けられて乗務員も閲覧可能です。

(4) 重大事故等への対応

重大事故発生時の連絡体制は確立されており、営業所に対応マニュアルが保管されています。

LINE グループを活用して迅速に情報共有が行われ、社長まで一気通貫で情報が伝わる体制が整備されています。これにより、発生した事故の状況をすぐに関係者全員が把握できるようになっています。

事故対応時の課題として、事故発生時の対応に脆弱な部分があると認識しており、「事故の予防」と「事故後の対応」の両方に力を入れる方針が示されています。特に事故後の対応については、道路交通法第 72 条に基づく救命救護の重要性を徹底させる教育が計画されています。

(5) 関係法令等の遵守

タクシー協会などから法改正情報を収集しています。収集した情報を乗務員に毎日の点呼の中で伝えるなど、漏れなく周知する体制ができています。法令遵守の確認として、自己監査が計画的に実施されています。各営業所については運行管理者がチェックを行い、それ以外の部署については総務部門

がチェックを行う体制が整っています。また、運転記録証明書を全乗務員分取得し、プライベートでの交通違反も含めて把握する取り組みが行われています。アルコールチェックは出退勤時に実施し、IC カード免許証確認と連動させて確実な実施を担保しています。

(6) 運転者の教育・指導

業務の特性上起き易い「タクシーあるある事故」を防止するため、タクシープール確認時の前方不注意や発進時のバック確認不足など、業務特有のリスクを実際の事故動画で教育しています。

入社 2 ヶ月頃の研修では、単に「駄目だ」と言うのではなく、標識や交通ルールが何故あるのかを理解させる「理屈で運転する」教育を実施中です。

また、全車両に装備されているドライブレコーダーを活用し、運転評価を数値化して自己分析を促進しており、その閲覧率は 8~9 割に達しています。

安全運転協会主催のドライビングコンテストへの参加も行われ、2025 年度は団体で準優勝・個人の部で優勝という好成績も収めました。

(7) 健康管理

健康管理マニュアルに基づき、乗務員の健康管理を徹底しており、健康診断後の再検査や治療状況を総務部と運行管理者が連携して管理しています。毎月の幹部会で未受診者や治療継続者の状況を確認し、未受診者には受診を促しています。

健康管理規定では、血圧が上 160/下 100 のいずれかを超えると当日の乗務を停止し、2 回連続で基準超過の場合は医療機関受診が義務付けられています。

SAS（睡眠時無呼吸症候群）については、2025 年 10 月に規定を制定。血圧・脂質・糖質の所見があり自覚症状がある人はスクリーニング検査を実施する体制を整えています。

(8) 前回指摘事項の対応

前回、特に重要な指摘事項はありませんでした。

8. 被監査部署との調整・確認、改善提案事項

- ・2026 年度の運輸安全マネジメント計画を確実に実行するようお願いします。
- ・輸送の安全確保に必要なヒト・モノへの継続的な投資を続けてください。

9. 法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者

運行営業部長 内山 貴元

10. 事業用自動車の運転者、法第3条第1項に規定する運行管理者及び 道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者

営業所別所属人数

単位=人

営業所	乗務員	運行管理者	統括 運行管理者	整備管理者
本社営業所 天竜車庫	237	7	1	1
本社第二 西車庫・細江車庫	105	5	1	1
浜松南営業所 湖西車庫	185	7	1	1
磐田営業所	101	3	1	1
計	628 (646)	22 (22)	4 (4)	4 (4)

括弧内は2025年3月31日の状況

2026年3月31日現在

11. 事業用自動車に係る情報

UD(ユニバーサルデザイン)車両

単位=台

営業所	JPN タクシー	シエンタ	エクスワア	ノア	コンフォート	介護タクシー	計
本社営業所 天竜車庫	95	2	3	3	44	5	152
本社第二 西車庫・細江車庫	28				40		68
浜松南営業所 湖西車庫	78	1			52		131
磐田営業所	63		2	2	15		82
計	264 (245)	3 (0)	5 (5)	5 (5)	151 (154)	5 (6)	433 (415)

括弧内は2025年3月31日の状況

2026年3月31日現在

12. 活動記録

「入社2年未満者の事故防止教育」

▼ 講義の概要

- 新入乗務員を対象に2ヶ月毎に(偶数月)7時間実施
タクシーだからこそ起きる「見落とし」などの「あるある事故」を理解することで経験の浅い乗務員の事故を防ぐことが目的
- 事故原因をグループで話し合い発表。講義を聞くから全員で考える講義スタイル



■ 主な講義テーマ

- ・なぜ経験が浅いと事故を起こすのか？
- ・乗客シートベルト着用の重要性
- ・夜間はハイビームが基本
- ・なぜ見落としをするのか？
- ・一時停止の停止線の意味
- ・健康管理の重要性 など

■ 代表者も講師役として参加

- ・「一時停止」停止線の意味について
～出会い頭事故防止～
- ・「横断」の正しい方法について
～歩道は歩行者のためのもの～



「全員対象の教育」



■ 全体研修

- ・ 毎年 4 月～6 月に複数回に分け、
経営方針、事故防止について説明。

(研修時間は 2 時間)

※2025 年度は可美総合センターで実施

■ 班ミーティング

- ・ 管理部門が決めた事故防止テーマ
について班長が主体となり、班員と
共有をしている。(1 回 30 分程度)

※2025 年度は 7 回実施

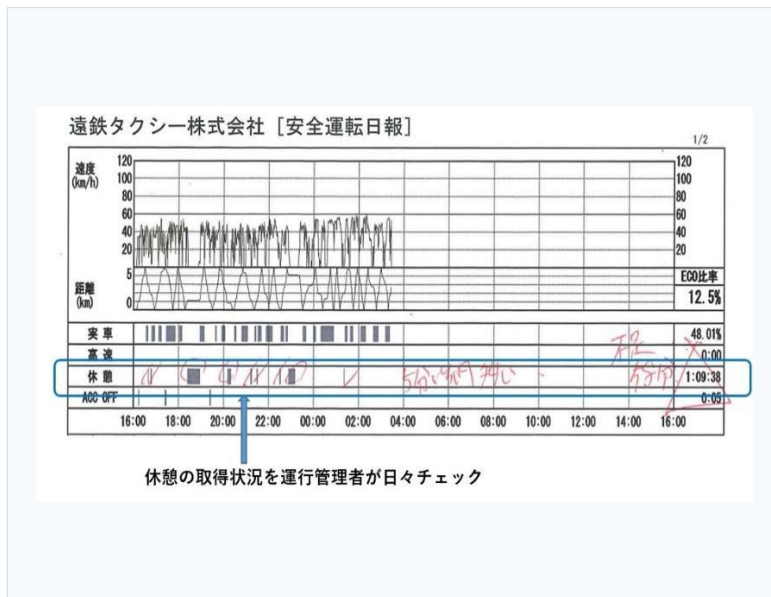


「健康管理の 100%実施」

▼ 過労運転の防止

【3 時間毎の小休憩を義務化】 2025 年 8 月より

法定休憩のほか、3 時間毎(深夜は 2 時間毎)に小休憩を取ることを義務化



■安全運転日報(デジタコ)チェック

運行管理者はデジタコの休憩欄を必ずチェックし、適切に休憩が取れていることを常に確認

▼ 健康管理の 100%実施

【健康状態チェック】 始業点呼前に睡眠時間、服薬状況、血圧などを必ず申告

- 管理者は法定健康診断、要再検査の受診状況、要治療者の受診状況を日々確認
- 健康診断で血圧に所見がある者は始業点呼時に血圧を測定し数値を記録



出勤時アルコールチェック・体調・安全目標申告票

営業所

申告日時	2026(令和)年 8月 18日 (水曜日) 7:15
氏名	267424
睡眠時間	22:00 ~ 6:00 8 時間
体調申告	(良) ・ 悪
服薬申告	有 ・ (無)

※ 服薬有聞き取り内容 ()

24時間以内に飲酒したか？

☒ 飲んだ	☐ 飲んでない	☐ 記憶にない
---	--------------------------------	--------------------------------

「飲んだ」人→自宅の事前チェックでアルコール反応は無かったか？

☒ 出なかった	☐ 未計測	☐ 出た
---	------------------------------	-----------------------------

注意 会社のアルコールチェックでアルコール反応が出た場合は内規に則り「出勤停止」「解雇」等の重い処分が下されます！

体温測定 36.1 度 (体温37.5℃以上出勤不可)

血圧測定(申告該当者・申告日に記入) 125/88

本日の安全運転目標

確認者印

「セーフティドライバーコンテスト」



■ 概要

静岡県警が主催するセーフティドライバーコンテストが 9 月下旬に開催された。事業所ドライバーの交通ルールと運転技能の向上を目的に、市内から 7 つの事業所が参加し、当社からは 3 チーム 9 名が参加した。競技内容は、交通ルール等をもとに出題される学科競技と、検定コースを走行する実技競技からなり、総合得点を競うというもの。

▼ 最終成績

- 個人成績：S さん（磐田営業所）1 位、T さん（本社営業所）2 位、K さん（磐田営業所）4 位
- 団体成績：チーム C（磐田営業所）2 位、チーム A（本社営業所）3 位、チーム B（浜松南営業所）4 位



総合得点 200 点満点中 175 点を獲得し、
個人 1 位の成績を取め、表彰状が授与された S さん



チーム合計得点 463 点を獲得し、
団体 2 位の成績を取めたチーム C の 3 名

「その他コンテスト結果」

▼セーフティドライバーコンテスト県大会 団体戦(浜松中央地区支部)準優勝

浜松中央警察署長に準優勝の報告 10月1日



団体の部

順位	地区名	合計得点
優勝	掛川	507
準優勝	浜松中央	491
3位	裾野	483

個人の部

順位	氏名	合計得点
9位		170
20位		165
32位		156

▼他社主催の安全運転技能競技会にオープン参加

- 交流のある伊豆箱根交通様が主催されている競技会に当社より2名が参加（2026年1月19日）
- 運転技能、接客、チェーン装着技術の3種目の協議
- オープン参加ながら優勝者と同スコアを記録



「交通安全運動」の街頭指導（年4回）

▼ 当日の様子

部課長が各営業所に出向き出発時の見送り

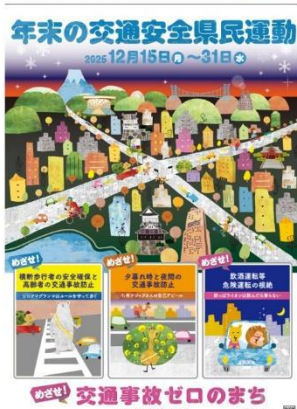


年末の交通安全県民運動



【スローガン】
～安全をつなげて広げて事故ゼロへ～

- 【運動の重点】
1. 横断歩行者の安全確保と高齢者の交通事故防止
 2. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 3. 飲酒運転等危険運転の根絶
 4. 浜松市「通勤・通学時間帯の交通事故防止」「交通事故に対する忌避意識の醸成」



飲酒運転防止の徹底について



お酒を飲んだら運転しない、翌日も二日酔いでの運転をしない

- 運転(出勤を含む)する迄に10時間以上空けること
- 飲酒量は日本酒1合またはビール1本程度に留めること
- 運転前にアルコールチェッカーでチェックすること

乗務員に於いて、乗務前24時間以内の飲酒がある場合は

- 自宅での出勤前アルコールチェックを必ず実施すること
- 上記計測値を正しく体調申告票に記載・報告すること

各所属長に於いては

- 所属員の飲酒習慣の再確認を行うこと
- 必要に応じて携帯用アルコールチェッカーを貸与すること

■ 運用表 ※: 点呼用アルコールチェッカー ★: 携帯用アルコールチェッカー

アルコールチェック	出勤時乗務者		出勤時乗務者	
	使用前	使用後	使用前	使用後
社 出勤時間内利用	—	☆	☆	☆
用 直轄(38)	—	☆	☆	☆
車 直轄(38)	—	☆	☆	☆
備 出勤時間内利用	—	☆	☆	☆
人 直轄(38)	—	☆	☆	☆
車 直轄(38)	—	☆	☆	☆



13. 2026 年度運輸安全マネジメント計画

2026 年度運輸安全マネジメント計画

「安全を“管理”でなく“誇り”へ」

事故を減らす発想から「事故が起きにくい文化」の構築

各営業所と運行管理課の役割分担を明確化し、自律的に
「事故の起きにくい文化」の構築を目指す

・営業所の役割

事故防止施策の積極的な実施

（事故防止面談、ドラレコチェック、ヒヤリハット映像収集など）

・管理課の役割

標準マニュアルの策定、教育ツールの提供、営業所へのフォロー、
全社的な仕組みづくり。

具体的行動：営業所長教育 運行管理者教育

指導・教育の標準化（マニュアル化）

属人的な指導ではなく、すべての営業所で同じ水準の安全教育を実施するため、以下のマニュアルを整備します。

1on1面談マニュアル

営業所長が実施する面談の質を担保するため、コーチング手法を取り入れた面談票・手順書を作成し、所長へのレクチャーを実施する。

運行管理者スキルアップ・点呼マニュアル

点呼内容について、運行管理者の説明に大きな差が出ないように標準実施要領を策定する。

安全運転操作マニュアル

各操作別（発進、右左折、停止等）の正しい手順をマニュアル化し、全乗務員に周知する。

2026年度 事故削減目標

重大事故

(車内事故を除く)

0 件

人身事故

(相手に過失がある事故を除く)

20 件

以下

有責事故

70 件

以下

※有責事故とは、過失割合50%以上の人身事故または損害額が10万円以上

営業所別削減目標

有責事故削減目標 (過失割合50以上+人身又は損害額10万円以上) 70件は2026年度経営計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
本社	2	2	3	2	3	2	3	2	2	2	3	3	29
E T E C	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	10
南	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	2	2	16
湖西	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	4
磐田	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
小計	5	3	7	5	7	4	8	5	5	5	8	8	70

未然防止

- ・ デジタコによる安全運転意識の定着(継続)

月間平均スコア 95点未満者ゼロ達成

- ・ ドライブチャート活用によるリスク運転削減

運転の癖をセルフチェック・未然防止教育での活用

- ・ 乗客の重傷事故防止

乗客シートベルト着用の常態化・車内事故防止

- ・ 健康起因による重大事故リスクの最小化

健康管理の100%実施

- ・ バック事故防止

呼称運転の実施(バック宣言)と手順書の見直し
(バックする際に「バックします」と宣言)

フォロー、教育体制の充実

- ・ 入社2年未満者への教育充実

「タクシーあるある」事故撲滅

- ・ 1on1面談の定着

事故を繰返す者などへ、営業所長(代理)による継続的な面談実施

- ・ 乗務員への指導及び監督の指針に添った教育の実施

※旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

点呼、班ミーティングによる計画的及び臨時的指導
事故惹起者に対する指導

- ・ 専任運行管理者の事故防止スキルアップ

- ・ 運輸安全マネジメント計画の主旨、進捗について運行管理者(全員対象)と運行管理課による意見交換実施
- ・ マニュアルを整備し、点呼を厳正化するなど統一的な指導を実施

具体策

デジタコによる安全運転意識の定着（継続）

月間スコア95点未満者ゼロへ

目的	デジタコ評価を「安全運転技術の見える化」と捉え、全乗務員がプロドライバーとしての誇りを持って95点以上を維持し、事故の起きにくい文化を構築する。
内容	【継続】 業務終了後、デジタコ日報について運行管理者が日々声掛けを実施する。指導よりも「褒める」ことに重きを置き、高スコア者や改善が見られた乗務員へのポジティブなフィードバックを徹底することで、自発的に安全意識を向上させる。 【追加】 目標スコア未達成の乗務員に対し、なぜ出来なかったのか？どのように改善していくかのフォローを達成できるようになるまで実施する。
計画	毎月の事故防止本部委員会において、各営業所のスコア推移や声掛けの実施状況、課題を報告・共有し、会社全体で改善策を検討する。

運転の癖をセルフチェック・未然防止教育での活用

目的	AIにより「見えないリスク」を可視化し、乗務員自らが自身の運転の癖を客観的に把握(セルフチェック)することで、重大事故を未然に防止する自律的な安全意識を醸成する。 事故惹起者や安全運転基準に達しない者に対し、客観的データに基づいた個別指導を行うことで、安全レベルの底上げを図る。
内容	【再教育の実施】 過去のデータに基づき、運転の癖の矯正が必要と判断された乗務員に対し、一定期間（1週間/1節）の集中乗務と振り返りを行い、運転特性の改善を図る。 【指導ツールとしての活用】 事故を繰り返し起こした者や、デジタコスコアが目標に達しない者に対し、データを活用した具体的・効果的な指導を行う。
計画	毎月の事故防止本部委員会において、ドライブチャートの活用状況および改善効果を報告・共有し、次月の運用に活かす。

乗客の重傷事故防止

乗客のシートベルト着用を常態化

目的	シートベルト着用を常態化することで、お客様を重傷事故の危険から遠ざけ、安全・快適な移動空間を提供する。 またシートベルト装着時に目視確認を徹底することで、お客様がスライドドアに手を挟む事故を撲滅する。
内容	【ソフト面】 基本接客用語にある通り、乗車時のシートベルトの声掛けを100%実施し、シートベルトを装着する時は必ず目視確認をする。 ドラレコで毎週各営業所1人の実施状況を管理部門が確認。 【ハード面】 バックルに目立つシールを貼付するなど、ご高齢者などがシートベルトを装着し難い状態の解消する。
計画	毎月の事故防止本部委員会において、営業所毎の実施状況を報告。

健康管理の100%実施

目的	法令、社内規則で決められた健康管理に関する取組みを100%実施することで、健康起因による事故リスクを最小化する。 また、運輸業は一般企業と異なり、輸送の安全のため健康管理が重要であることを教育を通じ理解させる。
内容	法定健康診断、再検査、通院・投薬視聴の継続率 いずれも100% 会議での報告、社内監査での確認、点呼での定期的な呼びかけ、 新人教育での説明を実施する。
計画	月初の幹部会にて、営業所ごと実施状況を報告 社内監査（年2回） 点呼での定期的な注意喚起(年4回)

バック事故防止

呼称運転実施(バック宣言)と手順書の見直し

目的	バックをする必要が生じたときは、「バックします」という宣言を合図にし、バック時3回の確認を確実に実施することで、バック事故を未然に防止する。 自律的な注意喚起： 宣言により、乗務員自身が意識を切り替える。 手順の徹底： ①事前の地形確認（地面まで確認）→②直前の後方確認（目視・ミラー）→③後退中の確認（継続的な監視）の習慣化。
内容	【バック宣言】 バックする直前に「バックします」と宣言する。 【チェック方法】 ・バック事故惹起者（損害額が無い事故を除く） ドラレコによりバック宣言実施のチェック →出来ていなかった場合は翌月も実施 ・所長の目視によるチェック 特定の場所で実施状況をチェック(浸透率を把握するため実施)
計画	【所長】 毎週1回、無作為にチェック 【担当管理者】・対象者(バック事故を起こした者)へフィードバック ・継続チェックが必要な者へのチェック及びフィードバック 【管理課】・バック事故発生時のドラレコチェック ・年3回(7月・10月・2月)の営業所別実施状況の監査

入社2年未満者の教育充実

あるある事故撲滅

目的	タクシー乗務員は地理、接客など高度な能力が必要な仕事。 そのため、日常では気付きにくい危険があり、それを認識することでタクシー特有の事故(あるある事故)を防止
内容	多くのことを考えることで起こる「見落とし」などは誰にでも起こりうることを理解させるため、実際の事故映像を見せ、グループ形式で原因を見つけ出し、事故防止の為に「マイルール」を決めてもらう。 教育担当者、運行管理課で教育内容を作り上げる。
計画	【乗務前の者への教育】 2か月に1回(年金支給日)に実施(講習時間8時間) 【既乗務者への教育】 通常の班ミーティング時に追加する方法で実施(30分/回)

1on1面談の定着

事故を繰返す者などへ、営業所長(代理)による継続的な面談実施

目的	事故発生リスクが高いと推測される者に対し、管理者が定期的に面談・声掛け(コミュニケーション)することで、自身の運転の問題点を改善させ、事故の未然防止をする。
内容	対象者に対し営業所長がAIなどにより事故原因、対策を分析し、それをもとに面談を実施する。その後、継続的に改善状況をチェックする。 【対象者】 ・直近1年で有責事故・基準外事故を計2回惹起した者 ・適齢診断の判定で0もしくは1の項目がある者 ・ドライブチャートで「一時不停止」「居眠り運転」が検知され指導後も改善が見られない者 【面談】 対象者に対し、毎月1回、最低3回実施 面談にあたり必要なツールなどは管理課で用意する
計画	2026年度は、2025年度の実績から抽出し(約30名)面談を開始する。

指導及び監督の指針に添った教育の実施



旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（国交省告示第1676号）

乗務員教育

目的	タクシー乗務員は、地理、接客、ナビ操作など複数のことを考えながらの運転が必要であり、高度な職業である。安全に関する基本的な事項を指針に添って実践することで、事故リスクを最小化する。
内容	【一般的な指導】 指針の各項目について定期的に点呼で発信（必要がある場合は随時発信）。2ヶ月に1度の班ミーティングで発信する。 【特定運転者の指導】 重大事故など惹起した者に対し、指針に添った指導を実施する。
計画	点呼での実施 年間計画を作成。毎月、月初に発信し乗務員にコメントを貰う。 班ミーティング 2ヶ月に一度の班ミーティングでは抑止すべき事故を題材とし班長から班員に伝えて貰う(資料は管理課で用意)

専任運行管理者の事故防止スキルアップ



運行管理者教育

目的	すべての管理者が「2026年度運輸安全マネジメント計画」を理解し、全員で事故未然防止の取り組みを実施する。
内容	すべての運行管理者対象に年3回、事故の再発未然防止の課題解決に向けてのアイデアを集め、現場で実践できるよう、ワークショップを実施する。 テーマは「2026年度運輸安全マネジメント計画」の内容とする。
計画	第1回「AI活用による事故分析」について 4月～ 第2回 進捗状況報告（詳細は進捗による） 8月～ 第3回 次年度の取り組みについて 1月～

2025 年度運輸安全マネジメント報告書

2026 年 6 月 発行

<https://www.entetsu.co.jp/taxi/>